

令和8年度 豊田市立若林東小学校いじめ防止基本方針

1 「いじめ」の定義

(文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より
文部科学省では、「いじめ」の定義について以下のように記しており、豊田市においても、「いじめ」の定義について同様の解釈をしている。本校においても同様である。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立って行うものとする。

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な影響を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているものとする」とする。なお、起こった場所は、学校の内外を問わない(インターネット等を通じて行われる者を含む)。

(注1)「いじめられた児童生徒の立場にとって」とは、いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視するということである。(一見けんかやふざけ合いであっても、いじめられた子どもの被害性に着目して見極める)。

(注2)「一定の人間関係にある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒がかかわっている仲間や集団(グループ)など、当該児童生徒と何らかの人間関係にある者を指す。

(注3)「影響」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。

(注4)「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。

2 いじめの防止についての基本的な考え方

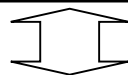
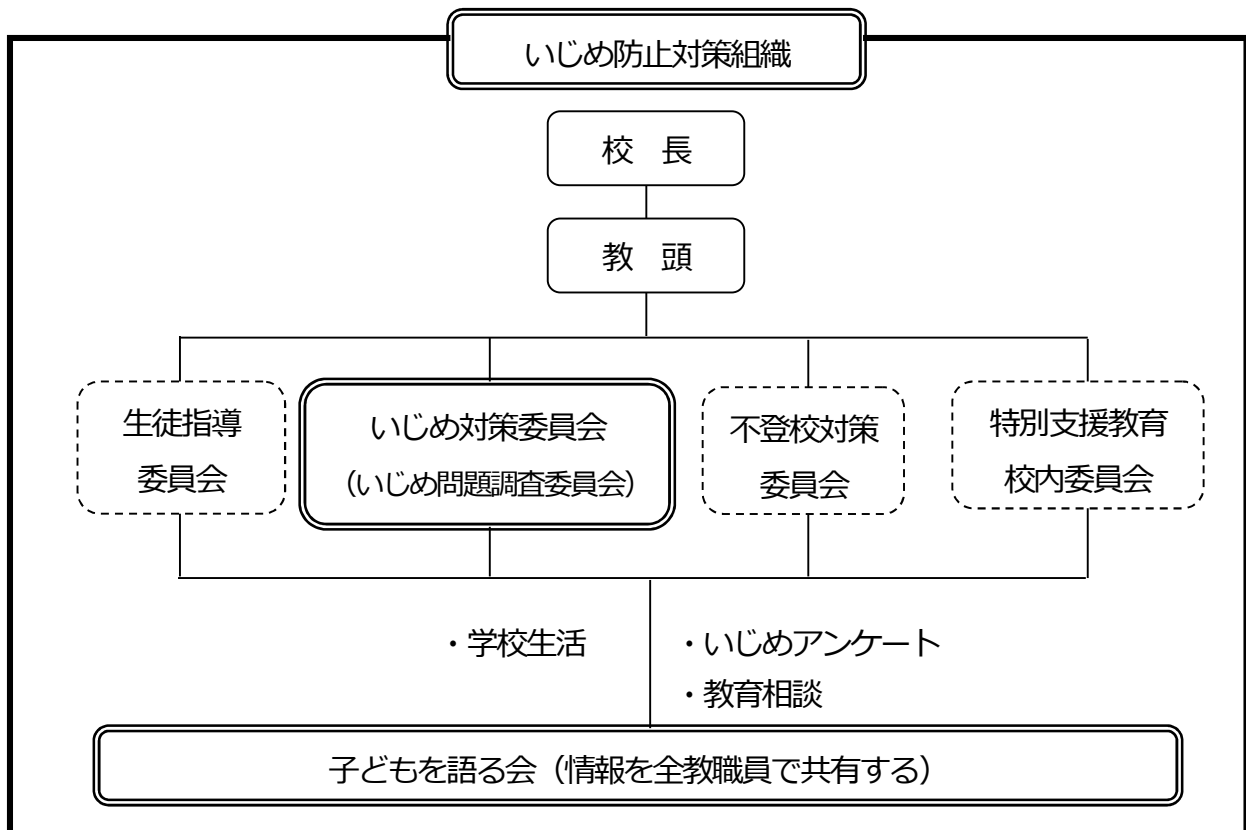
いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす行為である。また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。だからこそ、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、すべての教職員がいじめの防止等に取り組まなければならない。

これらの基本的な考えを基に、教職員一人一人がいじめの問題の重大性を正しく認識し、日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。何より学校は、児童(生徒)が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。児童(生徒)一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。

そうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

3 いじめ防止対策組織

校内に「いじめ防止対策組織」として、「いじめ対策委員会」と「子どもを語る会」を設置し、ささいないじめの兆候や懸念、児童(生徒)からの訴えを、特定の教職員が抱え込むことのないよう組織として対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携し、適切な援助を求める。



関係機関との連携（パルクとよた・児童相談所・子どもの権利相談室・警察・スクールロイヤー等）

(1) 「いじめ対策委員会」の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・教職員による「点検と見直しのためのチェックシート」や保護者対象の「学校評価アンケート」を実施し、学校におけるいじめの防止等の取組の検証を行い、改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議等で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、共通理解を図る。
- ・教育相談アンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効性のあるいじめの防止等の取組に努める。
- ・教職員の資質能力向上を目指し、いじめの防止等に関する校内研修や伝達講習を計画・実施する。

ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・随時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。

エ いじめに対する対応

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
- ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応

- する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・問題が解決したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、少なくとも3か月は継続的な指導・支援を行う。
- ・重大事態が起きた場合は、「いじめ問題調査委員会」を兼ねる。

(2) いじめ対策委員会の構成員

＜教職員＞			
○校長	○教頭（教育相談コーディネーター）	○教務主任	
○校務主任	○教育相談主任	○生徒指導主事（主任）	○学年主任
○養護教諭	○スクールカウンセラー	○スクールソーシャルワーカー	等
※必要に応じて、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する方を加える			
○主任児童委員	○学校運営協議会 委員	○PTA代表者	等

(3) 「子どもを語る会」の役割

全教職員で児童の実態と指導方針の共通理解をし、いじめ問題に対して組織的に対応する。

(4) 「いじめ対策委員会」「子どもを語る会」の開催時期

- ア 学校全体の様子を把握し、いじめ防止・いじめ対策に努めるために、定期的に「いじめ対策委員会」を開催する。
- イ 毎月職員会議後、「子どもを語る会」を開催し、日常の児童（生徒）の実態を全職員で共通理解し、対応策の検討や方針の徹底をする。
- ウ 緊急にいじめ事案への対応が求められる場合については、「いじめ対策委員会」を臨時に開催する。

4 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめについての共通理解

- ア いじめの様態や特質、原因・背景、具体的な留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図る。
- イ 児童に対して、全校集会や学級活動などで、校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気や学校全体に醸成していく。
- ウ 常日頃から、いじめとは何かについて掲示するなど具体的に示す。

(2) いじめの未然防止の取組

- ア 児童が教職員と信頼できる関係をつくるため、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりに努める。
- イ 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。

- エ デジタル・シティズンシップ教育を推進し、児童がインターネットやSNSの正しい利用とマナーについての理解を深め、責任ある行動ができるようにする。
- オ 感染症に関連するいじめや偏見、差別をなくすよう学校全体で指導する。

カ 児童が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめ防止に資する活動を進める。

キ 児童に対して、学級・学年に応じて、集会等でいじめの対応を示し説明する。

(3) いじめの早期発見の取組

ア いじめアンケートや教育相談を定期的（5月、9月、1月末月の年3回）に実施し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。6月、10月には、希望者のみ、相談を受け付ける期間を設ける。

イ 「教員チェックシート」を活用して学級の様子を把握し（7月、12月）、いじめの兆候の把握に努める。

ウ 2日以上気になる欠席があるなど、いじめの兆候等が見られた場合、学年相談支援部（学年主任）に報告する。また、いじめ早期相談票を活用し、校内で、担任・担当から対策委員会に報告する。

エ 休み時間や放課後の雑談の中などで児童の様子に目を配ったり、交友関係や悩みを把握したり、個人面談の機会に情報を収集するよう努める。

オ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。

カ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。

キ 教職員間で情報共有する「子どもを語る会」を定期的に設け、一人の判断で見逃したり、抱え込んだりすることがないようにする。

ク 「いじめのサイン発見チェックシート（保護者用）」を配付および学校ホームページに掲載し、保護者が早期発見できるようにする。

(4) いじめへの対処

ア いじめの発見・通報を受けたら特定の教職員で抱え込まず速やかに管理職へ報告をあげ「いじめ対策委員会」を中心に組織的に対応する。

イ いじめを受けた児童を守り通すという姿勢で対応する。

ウ いじめの状況について児童に聴き取りを行う際には、客観的な事実を把握するよう心がけ、丁寧に記録し、事実を正確に把握できるようにする。

エ いじめを行った児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導に努める。

オ 教職員の共通理解、保護者の協力、心の相談員、スクールカウンセラーや豊田市青少年相談センター（パルクとよた）のスクールソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、豊田加茂児童・障害者相談センター等の関係機関との連携のもとで取り組む。

カ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。

キ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携

して行う。

(5) いじめ解消の目安

いじめが止んだ（解決）と判断できる状態でも、3か月を目安に十分な経過観察と適宜面談等を行い、「いじめ対策委員会」で最終的に「解消」と判断する。

<いじめ解決の目安>

- ・いじめを受けた児童（生徒）が、現在いじめはないと自覚している。
- ・いじめを受けた児童（生徒）の保護者が、現在いじめはないと判断できる。
- ・周りの児童（生徒）や教師から見て、現在いじめはないと判断できる。

5 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態の対応フロー図」に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、いじめ対策委員会を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。

※重大事態の定義

いじめによる重大事態とは、①「いじめにより子どもの生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合」や②「いじめにより子どもが相当の期間学校を欠席することが余儀なくされている疑いがあると認める場合」をいう。

<①の例>

- ・子どもが自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 等

<②相当の期間とは>

- ・文部科学省における不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。

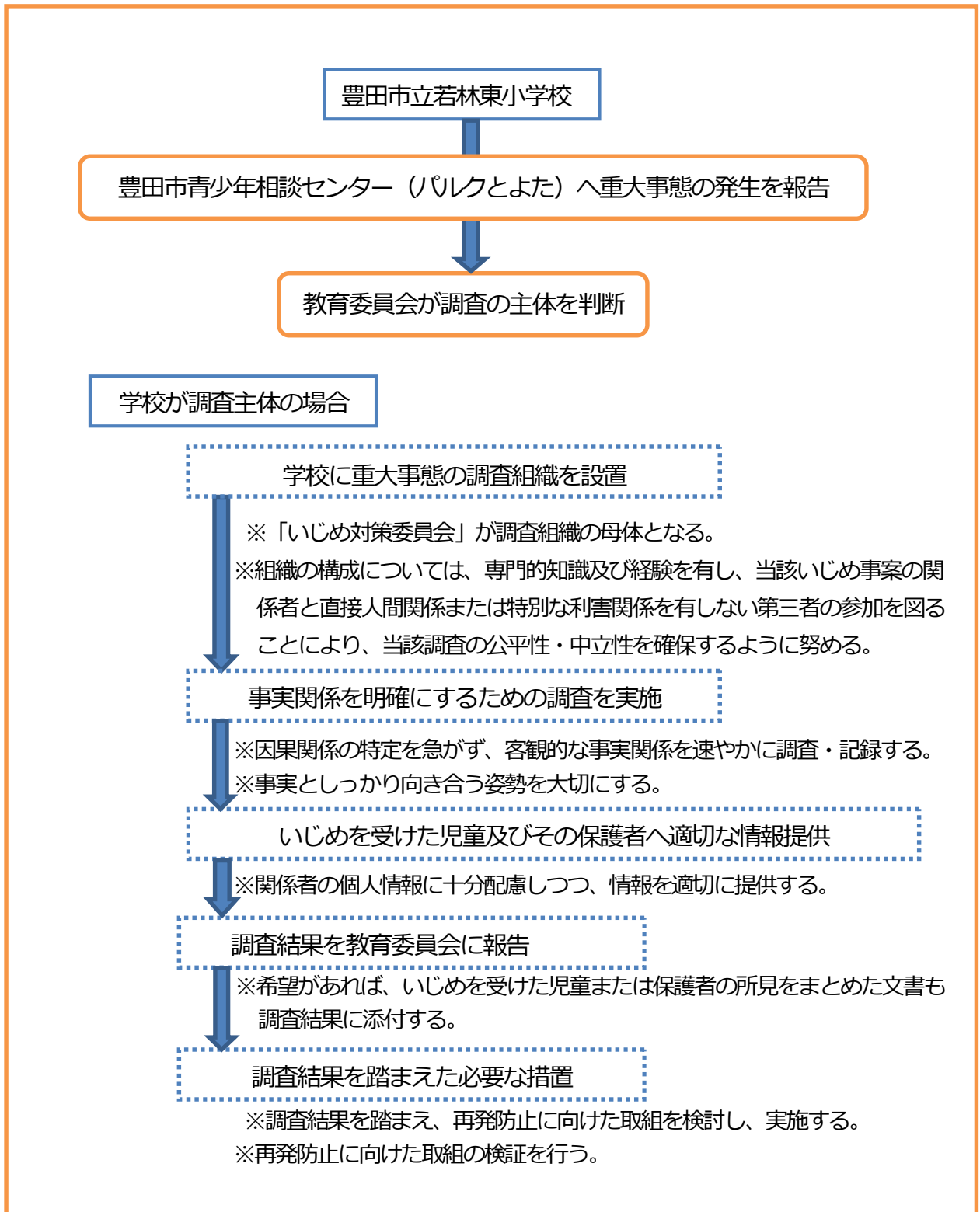
6 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取組となるよう、努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを実施（11月）し、いじめ対策委員会できいじめに関する取組の検証を行う。

7 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修（OJT研修）を定期的を実施し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「学校いじめ防止基本方針」は4月に保護者へ配付するとともに、学校ホームページに掲載する。
- (3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

【重大事態の対応フロー図】



<取組の年間計画> 令和8年度

	いじめ防止対策組織	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携	
4月	P ↓	○「学校いじめ防止基本方針」の内容の確認 ○教職員への校内研修 ○いじめ対策委員会	○相談室やSCの児童、保護者への周知 ○学級・学年開き ○通学団会	○いじめ相談窓口の児童、保護者への周知 ○身体測定 ○立哨指導で児童観察	○「学校いじめ防止基本方針」をHPに掲載 ○授業参観
5月		D ↓	○ファミリー班会 ○1年生を迎える会	○心のアンケート実施（保護者、家庭実施） ○教育相談週間 ○園小連絡会	
6月	C ↓	○教職員への校内研修 ○いじめ対策委員会	○hyper-QU実施	○水泳指導で児童観察 ○下校指導で児童観察 ○教育相談週間	○民生児童委員会 ○学校運営協議会 ○授業参観
7月		A ↓	○「教員チェックシート」の実施→検証	○集会での指導講話	○立哨指導で児童観察
8月	P ↓	○中間評価→検証 ○教職員への校内研修	○全校出校日	○必要に応じて児童・家庭への連絡	
9月		D ↓		○集会での指導講話	○身体測定 ○心のアンケート実施（保護者・家庭実施） ○教育相談週間 ○立哨指導で児童観察
10月	C ↓	○いじめ対策委員会	○通学団会 ○行事（運動会）を通した生活指導	○下校指導で児童観察 ○教育相談週間	○学習発表会Ⅰ
11月		A ↓	○「教員チェックシート」の実施→検証	○hyper-QU実施	○行事（運動会）を通した児童観察
12月	P ↓	○教職員への校内研修	○人権週間（講話） ○赤い羽根募金活動	○立哨指導で児童観察	○学習発表会Ⅱ
1月		○いじめ対策委員会	○全校集会での指導講話	○身体測定 ○心のアンケート実施 ○教育相談週間	○個別懇談会
2月	P ↓	○学校自己評価	○通学団会		○学校運営協議会
3月		○保護者アンケート 学校関係者評価の結果を検証し、「基本方針」の見直し	○6年生を送る会	○行事（卒業式）を通した児童観察 ○小中連絡会	○学校自己評価の結果を検証
通年	へ	○校内のいじめに関する情報の収集 ○対応策の検討 ○伝達講習を定期的に開催（OJT）	○集会における校長講話 ○道徳教育、体験活動の充実 ○分かる授業の充実 ○ファミリー班活動	○健康観察の実施 ○SC・SSWによる相談 ○心の相談員による相談	○あいさつ運動

※いじめが発生した場合の対応については、関係する職員で共通理解を図りながら、対応していく。